

第2節 河川整備の現状と課題

多摩川の治水事業は低地水防に端を発し、用水路開削による新田開発と密接に関係しながら、江戸時代に至ってより急速に推進された。近世以来の水害の頻発は、明治期に至ってますます深刻化し、抜本的な水害対策が進まぬまま水害激化の方向をたどった。

そのため、築堤の要望が市民の間に高まり、大正3年には、川崎市の村民500余名が多摩川築堤のため「アミガサ」をかぶり、神奈川県庁に大挙し陳情を行った「アミガサ事件」が起きている。この事件を経て、大正7年に内務省直轄事業として、多摩川改修工事が着手された。これは、浅川合流点下流の計画高水流量を $4,170\text{m}^3/\text{sec}$ （明治43年洪水を参考）とする河口から二子橋地先の区間についての改修工事であって、昭和8年に竣工している。この事業では、築堤、掘削、浚渫ならびに水衝部の護岸等を実施した。さらに舟運のための六郷水門、河口水門等を設置し、多摩川改修工事の竣工後も引続き多摩川維持工事が実施されている。

また、昭和7年からは、日野橋地先から二子橋地先の区間および支川浅川の高幡地先から下流の区間について、直轄事業としての多摩川上流改修工事に着手した。これは、日野橋地点における計画高水流量を $3,330\text{m}^3/\text{sec}$ とし、旧堤増強を主として、川幅の広大な区間の河道固定のための築堤、無堤地の築堤を行うとともに、水衝部の護岸水制工等を実施している。

なお、多摩川維持工事と多摩川上流改修工事は昭和28年から多摩川改修事業に統合された。

さらに、昭和34年の伊勢湾台風を契機として河口部の高潮対策を実施した。

昭和39年の新河川法の制定に伴い、昭和41年3月に多摩川は一級水系に指定され、従来からの多摩川改修事業区間に加えて、当初五日市線橋梁地先まで、その後追加で万年橋地先まで直轄管理区間とし、従来、工事は直轄、管理は都県とされていたが、工事・管理とも直轄で実施することとなった。昭和41年6月に「多摩川水系工事実施基本計画」が策定され、従来の計画基準、日野橋地点下流 $3,330\text{m}^3/\text{sec}$ 、浅川合流点下流 $4,170\text{m}^3/\text{sec}$ を引き継ぐとともに、新たに河口より六郷橋地先区間を高潮区間とした水系一貫の計画が策定された。浅川については、合流点から高幡橋地先までの2.0km区間を直轄管理とし、さらに昭和44年には流域の産業の発展及び宅地開発が著しく進行してきたため、南浅川合流点までの13.2km区間を直轄管理として工事の実施を図ってきた。次いで、昭和47年に大栗川の本川合流点から1.1km区間が直轄管理区間に指定され逐次工事を実施した。

昭和30年代頃より流域内の開発が急速に進んできたことや昭和22年9月洪水及び昭和49年9月台風16号洪水は計画高水流量に匹敵する洪水（戦後最大規模）であったことから、昭和50年4月には、工事実施基本計画の改訂が行われた。なお、昭和49年洪水では、狛江地区で堤防決壊が発生し家屋等19棟が流される被害が生じ、大きな社会的関心を集めた。その計画の主な内容は、石原基準地点の基本高水を $8,700\text{m}^3/\text{sec}$ とし、このうち上流ダム群により $2,200\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分を $6,500\text{m}^3/\text{sec}$ とするものである。このとき、支川浅川の高幡橋地点の流量を $1,800\text{m}^3/\text{sec}$ とした。

表-1-2-1 主要洪水と洪水被害

洪水年月日	降雨要因	洪水被害
明治40年 8 月	台風	約20箇所堤防決壊、 現在の調布市など被害面積50町村 約4,474町歩
明治43年 8 月 8 日	台風	ほぼ全川にわたって破堤 現在の川崎市など被害面積55町村 約10,500町歩
大正 2 年 8 月	台風	六郷(50m)、羽田堤防決壊 現在の大田区周辺で浸水面積300ha, 浸水400余戸
大正 3 年 8 月	台風	東京砂利鉄道線一時閉鎖 アミガサ事件の契機となった出水
昭和22年 9 月 14日	台風	浸水98,691戸、冠水耕地2,769ha
昭和49年 9 月 1 日	台風16号	堤防決壊により狛江市地先で民家19棟が流出 浸水 1,270戸、冠水耕地 12.3ha
昭和57年 8 月 2 日	台風10号	川崎市などで床上・床下浸水163戸、漏水2箇所 護岸17箇所、計3,710m
昭和57年 9 月 12日	台風18号	川崎市などで床上・床下浸水60戸 護岸11箇所、計1,520m
平成11年 8 月 15日	熱低豪雨	川崎市戸手地先浸水 床上浸水57戸、床下浸水12戸

さらに、多摩川において破堤氾濫が発生した場合、壊滅的な被害が予想され経済社会活動に甚大な影響を与えることが懸念されるため、超過洪水対策として昭和63年 3 月に工事実施基本計画に高規格堤防の整備を位置づけた。

平成 9 年の河川法改正を受け、平成12年12月には工事実施基本計画にかわって、河川整備の基本となる「多摩川水系河川整備基本方針」が決定された。

表-1-2-2 改修事業の経緯

河川名	工事名	区 域	工期	工事内容
多摩川	下流工事	河口～二子橋間	大正 7 年 昭和 8 年	築堤、掘削、浚渫、 護岸工事
	上流工事	二子橋～日野橋間及び浅川 (多摩川合流点～高幡橋)	昭和 7 年	旧堤の補強、築堤護 岸、水制工工事
	高潮工事	河口～六郷橋間	昭和41年	高潮堤一部完成及び 暫定盛土
	上流工事(2)	日野橋～61.8k	昭和44年	無堤部築堤護岸床固 旧堤の補強
	浅川	高幡橋～南浅川合流点	昭和44年	旧堤補強護岸
	大栗川	多摩川合流点～1.1k	昭和47年	旧堤補強 掘削護岸工事
	高規格堤防	河口～日野橋(40.0k)	平成元年	高規格堤防工事

多摩川における治水上の課題は、上流での洪水調節施設は設置されていないことに加えて、洪水を阻害していた二ヶ領宿河原堰にかりょうしゅくがわらせきの改築が平成11年3月に完了したものの、二ヶ領上河原堰にかりょうかみがわらせき等5箇所の堰が大きな阻害となっていることである。これらの堰については、昭和49年災害と同種の被害を発生させる恐れがあり、いわば多摩川での弱点であることから早急かつ計画的な対処が急がれる。

加えて同堰等の上流付近や石原地点などにおける土砂堆積等に起因する河道断面積不足及び河床勾配が急なことに起因する高速流の発生などにより戦後最大規模の洪水（昭和49年9月台風16号出水）を安全に流下させることは困難となっている。

多摩川における堤防は、河川管理施設等構造令に基づき最少限必要とされる構造で直轄管理区間の約7割が整備されている。また、戦後最大規模の洪水が安全に流下できる河道断面積を有する区間延長は、同区間の約9割となっている（図-1-2-1）。

さらに、洪水流の浸透・侵食の観点から実施した堤防点検（平成12年度実施）によると、戦後最大規模の洪水を安全に流下させるために対策が必要な区間延長は、多摩川では約8割となっている（表-1-2-3）。加えて、早期に解消の必要がある陸間が4箇所ある。

一方、高潮災害に対する堤防等の整備は計画延長9.7kmに対し、大田区羽田地先の3.1km（平成11年度末時点）となっており、これら堤防の未整備区間等での浸透・侵食対策を踏まえた整備が必要である。

高規格堤防整備については、稲城市大丸地区等で整備が完了しているが、整備延長は1.4km（平成11年度末時点）にとどまっている。また、流域内では内水による浸水被害がたびたび発生している。

浅川については、戦後最大規模の洪水（昭和57年9月台風18号出水）が安全に流下できる河道断面積を有する区間延長は、直轄管理区間の約7割となっている。また、急な河床勾配のため発生する高流速により、河岸洗掘、堤防崩壊、床止めの損傷等、数多くの被災を受けているうえ、昭和30年以降の首都圏のスプロール化により急速に進められた宅地開発に伴い、氾濫原が市街地となり被害ポテンシャルが増大している。さらに、戦後最大規模の洪水を安全に流下させることは困難となっている（図-1-2-2）なか、平成11年8月の出水でも下流域や中流域において計画高水位を上回る洪水が生じ、百草床固めもぐさどこがたの損傷等の被害が発生したため、災害復旧とともに緊急的な改修を進めている。一方、河道内には水辺の自然も数多く残されているため、地域住民からも都市部に残された貴重な自然空間として保全利用していくことが求められている。

表-1-2-3 多摩川の河川整備状況

直轄管理区間 延長(km)	堤防整備延長(km)		
	整備済み	整備予定	不必要区間
78.9(両岸)	91.5(km)【68.2(%)】	42.2(km)【31.6(%)】	(19.5km)
対象流量	必要河道断面積確保延長(km)		
	確保済	未確保	摘要
戦後最大規模 の洪水	67.0(km)【89.3(%)】	8.0(km)【10.7(%)】	
浸透・侵食	浸透・侵食対応延長(km)		
	対応済	未対応	摘要
戦後最大規模 の洪水	23.4(km)【22.6(%)】	80.0(km)【77.4(%)】	多摩川本川のみ 算定

注) 1: 堤防整備延長の整備済み区間延長とは、河川管理施設等構造令等により必要とされる堤防の構造に整備された区間の料程延長である。
 2: 河積確保延長の確保済区間延長とは、戦後最大流量を対象流量として安全に流すことが出来る河道の区間の料程延長である。
 3: 浸透・侵食に対応済み区間延長とは、「河川堤防設計指針(案)」により試行的に実施している評価基準により判定される区間をいう。(全て平成12年度末時点見込み)

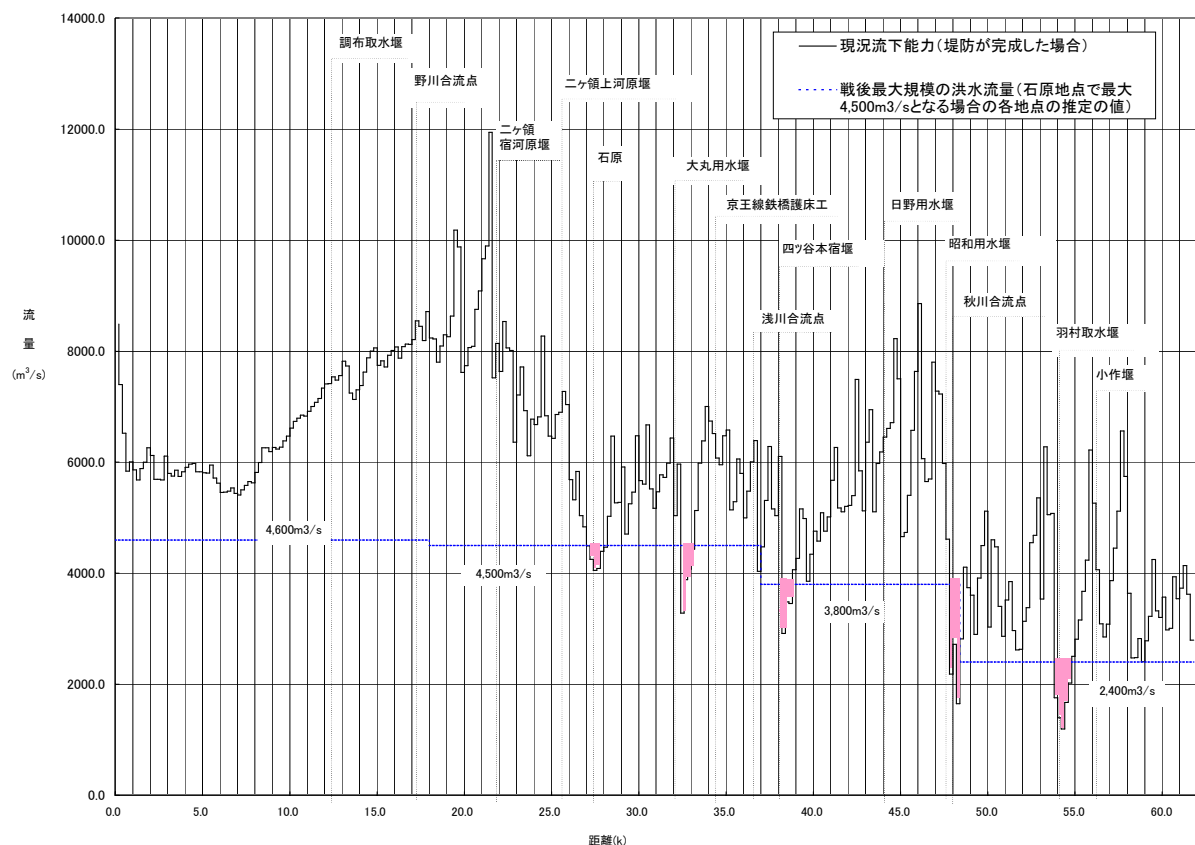


図-1-2-1 現況流下能力と戦後最大規模の洪水流量の関係（多摩川）

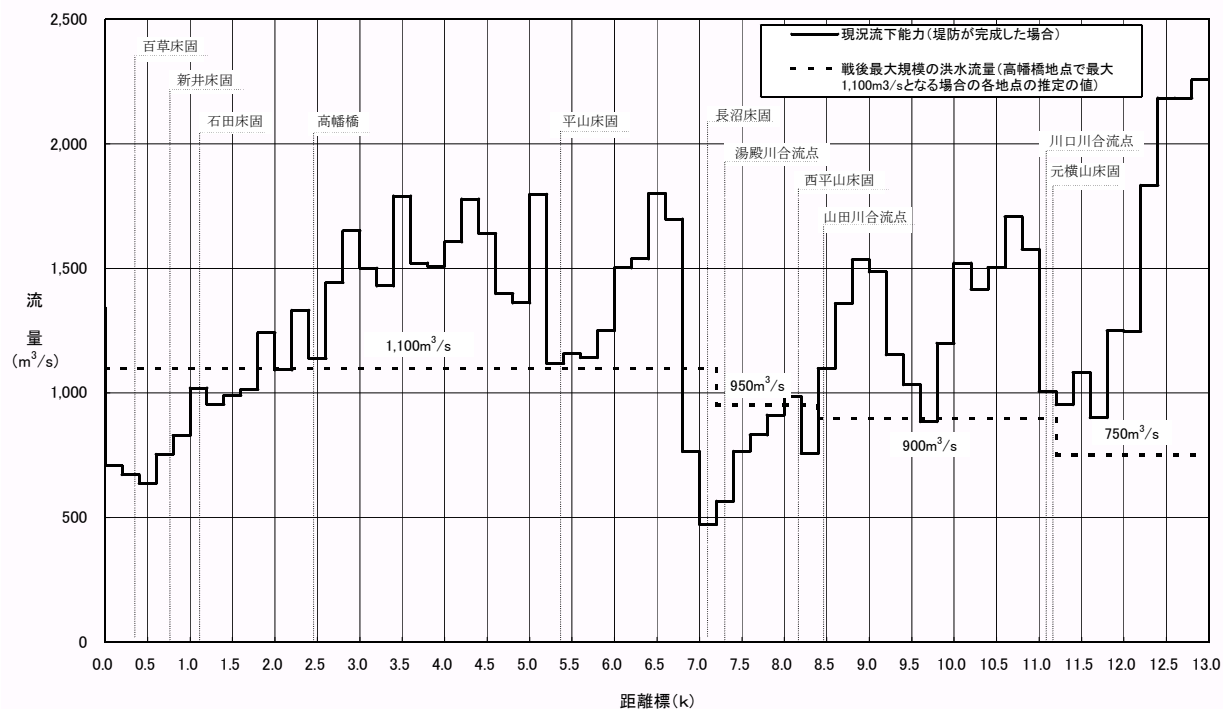


図-1-2-2 現況流下能力と戦後最大規模の洪水流量の関係（浅川）

表-1-2-4 現況流下能力の算定条件

		多摩川	浅川
水位計算手法		準2次元不等流計算	
用いた断面		平成12年3月測量断面	平成11年3月測量断面
出発水位		0.0kのH.W.L AP+2.712m	合流点の等流水深 (H.W.L勾配：1/240)
粗度係数	低水路	既往洪水の再現粗度	
	高水敷	現況河道の地被より設定	現況河道の地被より設定
植生（樹木）		植生図（H11.12）、 航空写真（H11.3）等から設定	植生図（H7）、航空写真 （H11.3）等から設定
流下能力評価水位		計画高水位（H.W.L）	

河川管理施設以外の施設・工作物（以下、「他の工作物」という。）については、橋梁76橋、樋管・樋門115箇所等存在するが、河川管理施設等構造令により治水上障害と見なされる他の工作物のうち、国道246号二子橋をはじめとした河川管理施設等構造令の施行前に建設された橋梁は14橋存在している。一方、都市化が進展した本川流域では、流域での雨水の保水・遊水機能の確保等総合的な治水対策が望まれているが、十分な対策がなされていないのが現状である。

洪水発生時の復旧・復興支援に対応し、多摩市関戸地先に地域防災活動拠点が整備されている。また、震災発生時の緊急輸送路の確保のため、大田区多摩川地先等2箇所の緊急船着場（全体計画両岸で3箇所）、左右岸約27kmの緊急用河川敷道路（全体計画両岸で約90km）の整備を実施している。加えて、緊急時の情報収集提供体制並びに警戒避難体制の充実のために左右岸あわせて約65kmの光ファイバ（全体計画両岸で約150km）を整備している。

河川水の利用に関しては、その歴史は古く、江戸時代から二ヶ領用水（にかりょうようすい 当時は、四ヶ領用水）、はむらしゅすいぜき羽村取水堰から取水された玉川上水などによって、沿川及び武蔵野台地へのかんがい用水や、江戸の生活用水として広く利用され、江戸の発展を支えた。

明治26年には、飲料水の安全性の確保を1つの要因として、多摩川中・上流地域に位置する^{さんたま}三多摩地区が神奈川県から東京府へ編入された。また、同34年に東京府によって上流域の水源地が管理されるようになった。明治末期になると増大する東京の水需要に対応するため、多摩川の水がさらに利用された。

昭和10年から20年にかけて多摩川から取水された水道用水は、年平均3～4億 m^3 であり、東京都の水道用水全取水量の約8割を占めていた。昭和32年には、さらに増大する水需要に対応するため東京都により^{おごうち}小河内ダムが建設され、毎年5億 m^3 前後の取水が続けられた。その後、いわゆるオリンピック渇水（昭和39年）を契機に、その膨大な需要を賄うため利根川等に水源を求めたことから、現在では多摩川の水は東京都の水道用水全取水量の2割程度になっている。

羽村市にある東京都水道局管理の^{はむらしゅすいぜき}羽村取水堰では、河川流量のほとんどが東京都の水道用水として取水されており、かんがい期のみ2 m^3/sec が堰下流に放流されていたが、平成5年からは、年間を通じ2 m^3/sec が放流されるようになった。

農業用水としては、沿川の約440haのかんがいに利用され、工業用水としては、川崎市等で利用されている。

また、発電用水としては、多摩川第一発電所を始めとする5箇所の水力発電所で使用されており、総最大出力46,100kwの電力供給が行われている。

多摩川は、このように河川水が高度に利用されており、その取水のために多くの堰が存在しているほか、取水された水の一部は下水処理場を経由して直接あるいは支川を経て多摩川に流入しており、石原地点における低水時の河川流量に占める下水処理水の割合は半分以上となっている。

多摩川の水質については、流量が豊かで流れに変化があり元来の多摩川らしい水流に戻すという観点等から、清らかな水流の復活の要望が流域の自治体や市民などから出されている。

多摩川は、いわば極限に近く水資源を開発利用してきた河川であることから、こうした要望に応えるためには、一層きめ細やかな流水の正常な機能の維持が不可欠であり、それを可能とする調査と検討が求められている。

多摩川の水質については、昭和30年代後半から流域の工場立地や宅地化の進展に伴う都市排水の増加により悪化の一途をたどり、昭和40年代以降はBOD75%値が常に環境基準値を満足できない状況であった。下流の調布取水堰がカシンバック病の疑いで取水停止となったことは有名である。このため、昭和50年代後半からは下水道の整備、河川管理者による河川浄化施設の設置などに積極的に取り組んだ結果、ほとんどの区間でBOD75%値が環境基準値を満足している。河川流量に占める下水処理水の割合が高い^{たまがわらばし}多摩川原橋付近や支川野川の兵庫橋及び下水道整備が比較的遅れている支川浅川の高幡橋等については、環境基準が達成されていない。しかし、わが国最初の^{れきかんせつしよくさんかほう}礫間接触酸化法による河川浄化施設（二子兵庫島地先）の設置や下水道の整備等の取組により、全般的に水質は改善傾向にある（図-1-2-3）。なお、多摩川中・下流（拝島橋より下流）の環境基準は、平成12年度にC及びD類型からB類型に類型指定の変更がなされた。

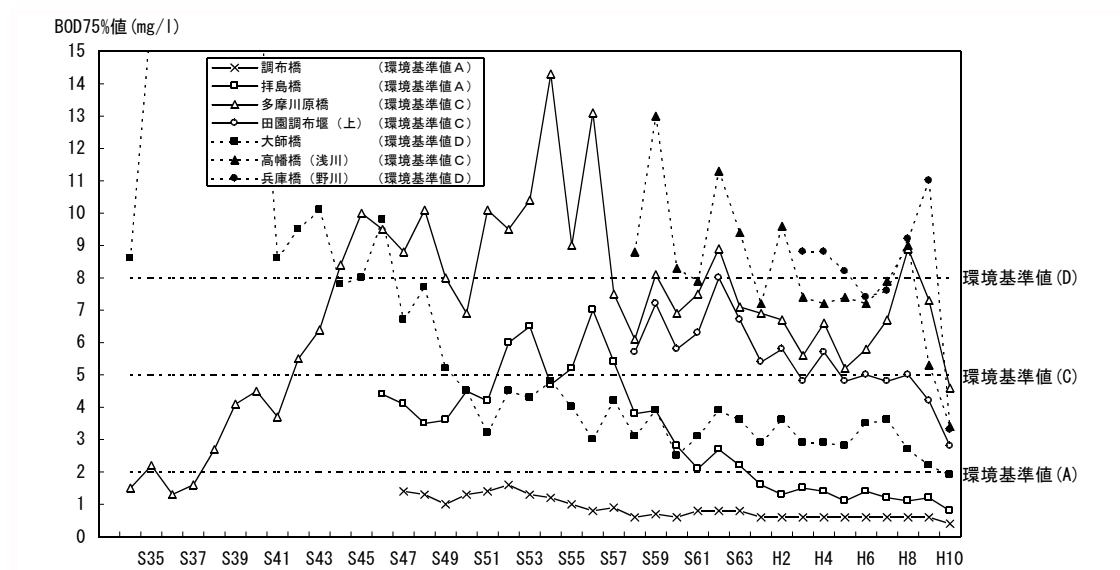


図-1-2-3 多摩川本川における水質経年変化図 (BOD75%値)
出典 昭和34年～平成10年：水質年表

また、流域での対策としては、平成9年3月に東京湾流域別下水道整備総合計画が1都3県により合意がなされ、取組が進められている。

人と川のふれあい活動をさらに促進するためにも、市民からはより一層の水質改善の取組が求められている。また、最近では、河川水や底泥から、ホルモン作用の攪乱が疑われる内分泌攪乱化学物質やダイオキシン類が検出されている。これらについて、長期的・継続的な観測や研究成果の蓄積を図るとともに、今後の対策を積極的に検討していく等の取組が必要となっている。

多摩川沿川では、昭和30年代から急激な都市化が進行する中で、地域社会における河川敷の利用と自然環境の保全のあり方が重要な課題となった。

河川敷の利用については、昭和39年の「国民の健康、体力増進対策について」の閣議決定を受け、翌年の衆議院体育振興特別委員会における「河川敷地の使用について」の決議を契機として、河川敷の利用の適正化を図るべく河川敷地占用許可準則が制定された。また、東名多摩川橋梁から下流においては、二度にわたる多摩川の河川敷開放計画を経て、多くが公園、グラウンド等として整備・開放された。

多摩川の直轄管理区間における河川敷地の内、国有地を含めた公有地は約1,055haで、これは全体の約95%となっている（表-1-2-5）。国有地のうち占用されている面積は約500ha（国有地の約5割）となっている。占用の目的別内訳としては、公園・緑地が約48%、運動場が約38%となっており、両者で全体の約86%を占め、他にはゴルフ場（練習場を含む）などがある。

表-1-2-5 河川敷における公有地・民有地面積表

公有地（万㎡）		民有地 （万㎡）	河川敷総面積 （万㎡）
国有地（万㎡）	その他（万㎡）		
約1,050	約5	約55	約1,110

（平成12年時点）

自然環境の保全については、河川敷の開放が進む中、自然地の減少への懸念から、昭和45年頃より多摩川の自然を守る市民運動が活発となり、多摩川の河川環境を保全することが重要な課題となった一方で、河川愛護の運動も活発化してきた。このような背景の中で、昭和55年に、地域住民、沿川自治体及び学識経験者等の参画を得て、多摩川の持つ可能性を最大限に生かし、都市における貴重なオープンスペースの望ましいあり方を示した「多摩川河川環境管理計画」が策定された。「多摩川河川環境管理計画」は、「多摩川と市民との触れ合いの場を提供する」、「多摩川らしさを維持していく」、「多摩川らしさを活用する」という3つの基本方針（表-1-2-6）に基づき、5つの「ゾーン」（人工整備、施設利用、整備・自然、自然利用、自然保全）と8つの「機能空間」（避難空間、地先施設レクリエーション空間、広域施設レクリエーション空間、運動・健康管理空間、自然レクリエーション空間、文教空間、情操空間、生態系保持空間）を設定し、多摩川の自然環境の保全と秩序ある利用を規定した。これにより、多摩川の河川環境の秩序ある保全と利用が今日まで図られてきた。

表-1-2-6 多摩川河川環境管理計画における3つの基本方針

①多摩川と市民との触れ合いの場を提供する	都市域の住民にとって失われつつある、潤いのある生活と情緒豊かな人間性の形成に資するとともに、併せて多摩川を通じて市民に河川愛護の念を抱かせるために、多摩川の川辺に、市民と多摩川あるいは市民と市民とが直接に触れ合うことができるような空間をつくり出し、それを広く一般市民に提供する。
②多摩川らしさを維持していく	多摩川の河川敷は、公共性、公開性、広域性をもつ健全な野外レクリエーション空間として重要な役割を担うことが期待されている一方で、都市域で失われつつある身近な自然の場としての要請も高まってきている。しかしながら多摩川にはおのずと容量的限界があるので、これらの調整が必要となるが、この調整に当たっては現在の多摩川ばかりでなく、その歴史、周辺地域、景観等をも含めた多摩川の個性、多摩川らしさを損わない範囲であるということが、後世に多摩川を残していくうえで重要である。
③多摩川らしさを活用する	具体的な空間計画に当たっては、多摩川は本来、洪水を安全に流すという治水のための空間であることを前提にしなければならないことはもちろんであるが、多摩川の個性、多摩川らしさをただ単に維持するだけにとどめず、より積極的に活用していくことを考える必要がある。

また、昭和59年には多摩川におけるすばらしい景観地として多摩川50景が選出され、その中から市民の投票により、現代の多摩川の象徴として多摩川八景が選出された。

昭和61年には、流域の歴史・文化を含む博物誌である「多摩川誌」が編纂されるとともに、建設大臣、東京都知事、神奈川県知事を始め関係自治体の首長が参加し、「多摩川サミット」が開催され、「多摩川をみんなが水と緑に親しめる川として後世に継承する」との多摩川サミット宣言が出された。この宣言を受け、多摩川をみんなが水と緑に親しめるよりよい環境とするための施策を推進するため、昭和62年に建設省・東京都・神奈川県・山梨県・流域市区町村により「多摩川流域協議会（平成12年現在34行政団体）」が発足し、「多摩川週間」の制定によ

り住民と行政が一体となって啓発活動を実施することとなった。

また、あわせて「多摩川流域水と緑のネットワーク計画」や「多摩川流域における総合的な水環境の改善に関する計画」を策定することが取り決められた。このような動きを受けて、数多くの市民団体等による自主的な活動がさらに活発化した。

さらに、都市における水辺空間が著しく減少していく中で、水面・水辺空間の復活を望む地域住民の意識が非常に高くなり、玉川上水や二ヶ領用水などでは清流再生の試みがなされている。

一方、多摩川流域では、流域の開発や下水道の整備により支川の流量が減少している傾向があると同時に、多くの堰が存在することにより水の流れや土砂移動の連続性が必ずしも十分なものとはなっていない。こうしたなか、平成2年度からは「河川水辺の国勢調査」、平成4年度からは「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」、平成8年度からは「河川生態学術研究調査」が始められている。特に、全国で初めて「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」の認定となった多摩川においては、河口から小河内ダムまでの約89kmの区間で魚が上下流へ行き来出来るよう、二ヶ領宿河原堰等8箇所の河川横断工作物に於いて、沿川の関係者等と連携を図りながら魚道の整備が進められている（平成12年度末現在）。

また、多摩川の水面利用の実態は、船舶航行、水上レクリエーション、水際での親水活動など多岐に渡っており今後も多摩川の水面利用に対する利用要請は一層高まるものと考えられる。このため、調和がとれた秩序ある望ましい水面利用のあり方を示す計画として、平成4年6月に「多摩川水系水面利用計画」が策定され、水面利用が特に盛んであり動力船の航行もある河口から調布取水堰（13.2km）までの区間について、4つの「水面のゾーン」（船舶航、多目的利用、手こぎボート、緩衝）と3つの「水際のゾーン」（水際活動、自然利用、自然保全）が配置された。

多摩川と市民とのかかわりにおいては、平成10年には市民、学識経験者、流域自治体、河川管理者等が、多摩川の川づくりや流域環境について、継続的に情報や意見の交換を行い、お互いの協力関係を築き、信頼関係を深めつつ、「いい川・いいまちづくり」の実現に向けて緩やかな合意形成を図ることを目的に「多摩川流域懇談会」が設立された。

河道内の自然環境については、多摩川中流部はその大部分が礫河原^{れきがわら}であり、河原特有のカワラノギク、カワラヨモギ、カワラニガナ等の植物やカワラバッタやエゾエンマコオロギ等の昆虫が生息している。しかし、近年、河川環境の変化により土砂の堆積する場所にはオギやハリエンジュなどが繁茂し、以前から生育・生息していた貴重種とされる植物・動物が減少している。そして、多摩川の代表魚種であるアユをはじめ、ウグイ、オイカワ等や礫河原に営巣するイカルチドリ、コチドリ等や多摩川の本来有している瀬・淵、河原などの河川環境を保全していくことが望まれている。

表-1-2-7多摩川生物確認種数

分類	種別	目	科	種
魚類	全体確認種	12	31	77
	国+都県のRDB掲載種	8	18	36
	国のRDB掲載種	5	6	7
底生動物	全体確認種	51	174	369
	国+都県のRDB掲載種	3	7	3
	国のRDB掲載種	1	1	1
植物	全体確認種	—	154	1195
	国+都県のRDB掲載種	—	48	108
	国のRDB掲載種	—	11	15
鳥類	全体確認種	15	37	126
	国+都県のRDB掲載種	13	24	62
	国のRDB掲載種	3	4	4
両生類	全体確認種	2	5	8
	国+都県のRDB掲載種	2	2	3
	国のRDB掲載種	0	0	0
爬虫類	全体確認種	2	5	10
	国+都県のRDB掲載種	1	3	6
	国のRDB掲載種	0	0	0
哺乳類	全体確認種	6	8	17
	国+都県のRDB掲載種	6	8	13
	国のRDB掲載種	0	0	0
陸上昆虫等	全体確認種	22	273	1483
	国+都県のRDB掲載種	5	36	108
	国のRDB掲載種	2	2	2

平成2年度以降の「河川水辺の国勢調査」による確認種のみを対象とする。

RDB：国・東京都・神奈川県「日本の絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブック～」

また、河口付近の汽水域には、ヨシ原が広がり、^{えんしょうしつち}塩沼湿地生のウラギクなどの貴重な群落や干潟・洲などが見られるだけでなく、ヒヌマイトトンボやトビハゼ及び鳥類等の貴重な生息域となっている。しかし、下流部の河川敷にはグランド等が連続する人工系空間が多く存在し、生物の生息・生育環境が分断されているだけでなく、河川敷や河口部における植生も断続的なものとなっている。なお、多摩川における生物の確認種数及び「日本の絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブック～」掲載種数は表-1-2-7に示すとおりとなっている。

多摩川の河川敷利用に関しては、その空間が都市に残された貴重な散策、レクリエーションなどの場となっており、水洗トイレの設置や、水辺への経路確保のため現在約13km整備されている「岸辺の散策路」など、人と川のふれあいを増進させる施設等の整備が地域住民や沿川自治体等から強く要望されている。また、社会の少子高齢化が進みつつあるなか、高齢者、障害者、車椅子利用者等が容易に河川敷を訪れ水辺にふれあうための施設は、現状では世田谷区玉川や川崎市中原区等々力の緩傾斜坂路（スロープ）等限られており、沿川自治体からもその設置の要望が多く寄せられている。

さらに、多摩川の自然環境の大切さや河川空間の公共性への理解不足から生じる利用者による環境や景観の破壊、利用者同士の揉め事が近年多発しており、秩序あるふれあいの実現が急務となっている。このため、自然の実態や生態系、川にまつわる歴史や文化など、多摩川の持つ価値を学習し、認識できる仕組みや、きめ細やかな管理体系の構築が求められている。